

# 精神障害者保健福祉手帳について (阿賀野市)

# 1 内容

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害を持つ方が様々な福祉施策を受けやすくなる ことを目的としたものです。障がいの程度は、1級から3級まであります。

## 2 対象となる方

精神疾患を有する方(知的障害者を除く)のうち、精神障害のために長期にわたり日常 生活又は、社会生活への制約がある方。

### 3 お持ちいただくもの

※申請書・同意書・診断書は社会福祉課及び各支所にあります。

各種手続き	お持ちいただくもの			申請書
	写真	添付書類	手帳	中胡吉
新たに手帳を取得したいとき(新規申請)	0	0	_	0
手帳の有効期限を延長するとき(更新申請)	_	0	0	0
障害程度が変わったとき (等級変更届)	_	0	0	0
手帳を紛失したとき(再交付申請)	0	_	_	0
手帳の破損・写真交換 (再交付申請)	0	_	0	0
住所・氏名が変わったとき(変更届)	_	_	0	0
本人が亡くなったとき	_	_	0	_

- ○添付書類は下記のいずれかが必要です。
- 医師の診断書(初診日から6ヶ月経過した日以降のもの。)
- 精神障がいを支給事由とする障害年金の証書・直近の振込通知書(写し)と同意書
- 精神障がいを支給事由とする特別給付金の資格者証(写し)と同意書
- ○写真について・・・・タテ4cm×ヨコ3cm(スナップ写真可)1枚
  - ※ 脱帽・上半身で顔が明確にわかるもの
  - ※ 1年以内に撮影されたもの
  - ※ 手帳への写真の貼付を希望しない場合は持参不要
- 〇手帳を郵送で受け取る場合は返信用封筒と444円分の切手が必要です。(R5.10 月~)
- ○自立支援医療(精神通院)と同時申請の場合は精神障害者保健福祉手帳の診断書と 「重度かつ継続」に関する意見書があれば、自立支援医療(精神通院)の診断書は 必要ありません。
- ※申請窓口: 社会福祉課 障がい福祉係 又は、各支所福祉担当

### 4 有効期間

精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年間です。2年に一度、更新申請が必要です。 (有効期限の3ヶ月前から申請できます) 更新申請の時期は、個人通知でお知らせします。

お問合せ: 社会福祉課 障がい福祉係 TeO250-62-2510(内2157)